

のは、板をかぞへて、幾板船と定めて税を收る也。

〔享保集成絲綸錄 四十二〕元祿二巳年三月

覺

今度川船極印打替に付、江戸并關東筋川船、不依何船に當四月より七月中迄、深川元番所前中洲へ船を出し、川舟奉行中へ相達差圖次第極印受可申候、前々極印請おくれ候船たりといふ共、此度罷出可受極印、但在々有之川舟は、右四ヶ月之内、江戸へ運送之序次第可罷出、次而無之船は、右月數之内、川船奉行へ可相斷者也。

三月

元祿九子年三月

覺

一江戸并關東筋川船極印請ざる舟有之由に候、何船によらず極印請おくれ候船、或はうすく成候舟は、四月中旬より六月晦日まで之内、江戸兩國橋石場船改所迄差出、川舟奉行指圖を得、極印可請總而江戸并在々河岸に有之川船、其所之名主大屋共、委細相改、船數不殘帳面に記、川船奉行江可差出、隱置後日に改出候は、急度可申付候事、

三月

〔享保集成絲綸錄 四十九〕正徳三巳年三月

覺

一近年二挺だち三挺だちの船、其數多く出來候由相聞え候、向後一切停止可有之候事、○中
以上

三月